

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	金融庁・内閣府・復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び恒久化		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、平成31年3月末までの間、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。 ・ 特例措置の内容 中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、適用対象者を拡充のうえ、当該措置を恒久化すること。 		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法第40条の3の2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第12条の3 地方税法第32条第1項及び第2項、同法第313条第1項及び第2項 		
減収見込額	<p>[初年度] - () [平年度] - ()</p> <p>[改正増減収額] - () (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図り、ひいては、中小企業への円滑な資金提供を促す。</p> <p>また、東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）による、被災事業者に対する事業再生支援の実効性を高めることで、被災地域の産業復興を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本特例措置は、平成25年3月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたものであるが、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。</p> <p>このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていくことが重要であることから、経営者が事業継続に必要な資産を保有している場合に再生を円滑に進めることを可能にする本特例措置に関しては、適用対象者を拡充のうえ、恒久化することが必要。</p> <p>また、震災支援機構は、東日本大震災により二重ローンを抱える被災事業者に対する事業再生支援を行ってきたが、被災地域からの要望を踏まえ、平成30年2月に震災支援機構法改正により、震災支援機構の支援決定期間が約3年延長（更に1年延長可）されたところ。引き続き、震災支援機構による被災事業者の事業再生支援を効果的に実行していく観点から、本特例措置に関しては、適用対象者を拡充のうえ、震災支援機構による支援期間が継続している間（支援決定の日から15年以内）は存続することが必要と考えている。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	復興施策の推進 (6) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進
	政策の達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。 震災支援機構による、被災事業者に対する事業再生支援の実効性を高めることで、被災地域の産業復興を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久化すること。 (参考) 震災支援機構の支援決定は2021年3月末まで(1年延長可)。支援期間は、支援決定の日から15年以内。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。
有効性	要望の措置の適用見込み	抜本的な事業再生を行う中小企業において活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本件特例措置は、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とするものであり、中小企業の事業再生・経営改善を促進するうえで有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備されることから、要望として妥当である。
ページ		11—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 27 年度 2 件 (震災支援機構 2 件) 平成 28 年度 4 件 (震災支援機構 3 件) 平成 29 年度 5 件 (震災支援機構 4 件)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備された。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業の事業再生・経営支援に関しては、金融機関に対し、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう指導するとともに、抜本的な事業再生の可能性を探るプロセスを進めてきたところであるが、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高める観点から、引き続き、時間をかけて取り組むことが必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年度要望 (新設) 平成 26 年度要望 (震災支援機構について措置) 平成 28 年度要望 (拡充及び延長)</p>
<p>ページ</p>	<p>11—3</p>